

# 市役所でできる申告

(平日のみ)

次の内容の申告を市役所で行うことができます。

## 1. 市・県民税の申告

- ①給与所得のみの申告
- ②給与所得者・公的年金等受給者の医療費控除および住宅借入金等特別控除の還付申告
- ③公的年金等の雑所得のみの申告
- ④給与所得者・公的年金等受給者で、一時所得(生命保険などの満期や解約による所得)・総合課税の配当所得・公的年金等以外の雑所得がある方、もしくはその所得のみの方

## ●確定申告をする際は

確定申告書は、税務署職員や市職員の指導を受けながら納税者ご自身で作成していく「自書作成方式」です。印鑑・筆記用具・計算機、前年の申告書の控等をご用意ください。

△日程・受付時間 2月16日(水)～3月15日(火)午前8時30分～11時、午後1時～4時(土・日曜日は除く。ただし、2月19日・3月5日の土曜開庁日は午前中、書類受付のみ実施)

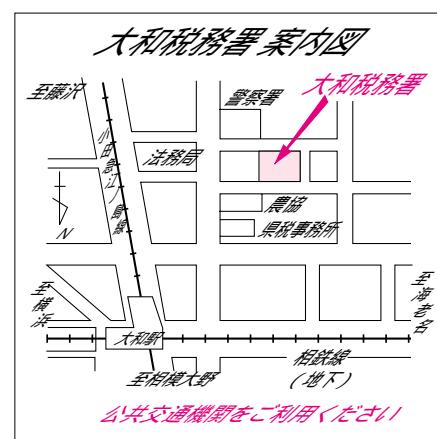
※混雑の状況によっては、受付終了時間が早まる場合があります。

△会場 市役所401会議室

※市役所会場では、営業等の事業・農業・不動産・譲渡所得の申告、分離課税用・損失申告用の申告書を使用する申告や、青色申告の相談は行いませんので、大和税務署で申告してください。

確定申告・還付申告の問い合わせ  
大和税務署(☎262・9240)  
税務相談厚木分室(☎224・2244)

所得税と市・県民税(住民税)の申告受付が始まります。申告相談は2月16日(水)から3月15日(火)です。なお大和税務署では、2月20日・27日の日曜日に、申告相談と申告書の受け付けを行います(電話での相談は平日のみ可)。3月は窓口が混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。



自分で書いて  
早めに提出を

## 税理士会の無料申告相談

税理士会大和支部では、小規模事業者(前年の所得金額が300万円以下の方)および給与所得者で還付申告をする方を対象に所得税の申告相談と受け付けを行います。

△日程 2月21日(月)～

△場所 海老名市商工会館

△受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分

※直接会場へ。混雑状況によっては、受付終了時間が早まる場合があります。

## 申告が必要な方

### 1. 確定申告を提出する必要のない方、または提出していない方

- ①平成16年中の所得が少なく、確定申告をする必要のない方(給与所得以外の所得の合計額が20万円以下)
- ②所得金額が、所得税の控除額合計よりも少く所得税はかからないが、その控除額を市・県民税に置き換えると、所得金額が控除額を上回る方
- ③平成16年中に退職し、その後再就職をしてなく、確定申告をしていない方
- ④公的年金(国民年金・厚生年金・共済年金等)のみの受給者で、扶養や社会保険料などの控除の内容に変更のある方で確定申告をしていない方
- ⑤給与所得者で、勤務先から市役所へ給与支払書の提出がなく確定申告をしていない方

市・県民税は、今年1月1日現在、海老名市に住所がある方(住民登録はないが生活の本拠としている方を含む)が課税対象で、一定の所得がある方に対しても申告が必要となります。

去年の申告内容を参考に、市・県民税の申告が必要となる方には申告書を郵送していますので、収入の有無にかかわらず申告してください。

また、申告書が届いていない方でも申告が必要となります。

市役所市民課で用紙を配布しています。

申告の内容は、国民健康保険税・介護保険料・保育料・児童手当などの算定資料になります。3月15日(火)までに申告書の提出がないと、課税証明などの発行ができないくなるほか、国民健康保険税等の金額にも影響があるのでご注意ください。

●配偶者特別控除  
控除対象配偶者に該当する場合に適用される部分(上乗せ分)が、廃止されました。(最大控除額33万円)。

●均等割額  
生計同一の妻に対する非課税措置が廃止され、平成17年度は、2分の1の額(2000円)が課税されます。

なお、所得を得ていない専業主婦については、従来どおり課税されません。

問 市民税課市民税担当。

# 確定申告 16日(水)から受付

平成16年度  
市・県民税の  
主な税制改正点

## 市・県民税の申告受付中

・配偶者特別控除  
・控除対象配偶者に該当する場合に適用される部分(上乗せ分)が、廃止されました。(最大控除額33万円)。

●均等割額  
生計同一の妻に対する非課税措置が廃止され、平成17年度は、2分の1の額(2000円)が課税されます。

なお、所得を得ていない専業主婦については、従来どおり課税されません。

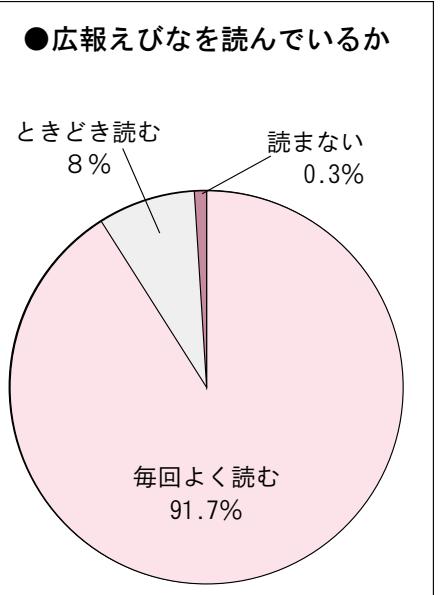
問 市民税課市民税担当。

# 掲示板毎号掲載に

## 広報えびなに対する

### 意見・アンケート調査結果

#### 8項目を設定



調査は、①広報紙を読んでいるか、②特にどのページを読んでいるか、③掲載している情報量が多いか少ないか、④文字の大きさは大きいか、⑤読みやすいか、⑥広報紙の形態は今ま(タブロイド版)と雑誌スタイル(A4版)どちらが良いか、⑦魅力的な広報紙とは、という設問と、⑧自由意見の計8項目について行い、去年11月15日の期限までに348件の回答が寄せられました。

市内各世帯や公共施設駅などで配布している広報紙は約5万部であるため、おおむね読者200人当たり1件の回答率と推計していま

#### 全部読む がトップ

8件

設問「広報を読んでいますか」の回答件数は347件。うち「毎回よく読む」が318件(92%)、「ときどき読む」が28件(8%)で、「読まない」が1件でした。

「主にどのページを読んでいますか」で最も多かった回答は、1日・15日号となりました。

号は6ページ(35件・10%)で、1日号が133件(40%)、15日号が132件(39%)でした。以下の順位は1日号の場合は6ページ(46件・14%)、ページ(35件・10%)1ページ(32件・10%)で、15日号は6ページ(60件・19%)7ページ(35件・10%)1ページ(32件・10%)の順で、15日号と1日号が1件でした。

「全ページ読む」で、1日号が133件(40%)、15日号が132件(39%)でした。

号は6ページ(60件・19%)7ページ(35件・10%)1ページ(32件・10%)で、15日号と1日号が1件でした。

「毎回よく読む」が1件でした。

「ときどき読む」が28件(8%)で、「読まない」が1件でした。

「主にどのページを読んでいますか」で最も多かった回答は、1日・15日号となりました。

号は6ページ(35件・10%)で、1日号が133件(40%)、15日号が132件(39%)でした。

「全ページ読む」で、1日号が133件(40%)、15日号が132件(39%)でした。

号は6ページ(60件・19%)7ページ(35件・10%)1ページ(32件・10%)で、15日号と1